

ヘルプカードについて

平成30年11月14日
燕市障がい者自立支援協議会

1. これまでの経過

《燕市の方針》

早期のヘルプカード導入を目指して協議を進める。

《検討事項・留意事項》

①対象者の範囲

②申請から発行
までの流れ

③デザイン
・ヘルプマーク使用
?

④カードに記載す
る項目・内容

⑤県の動向



県がH30年度中
のヘルプカードの
導入を決定。
⇒詳細は次頁へ

2. 新潟県のヘルプカードについて

■新潟県からの聞き取り内容

項目	内容
導入時期	ヘルプカードを平成30年度内に導入する。 ※ヘルプマークのストラップタグの製作も今後検討。
デザイン	東京都のヘルプマークを使用したカードとなる予定。
申請方法	申請ではなく、原則無償で配布する。但し、『必要とする理由など』をアンケートとして書いてもらう。 ①県障害福祉課や地域振興局での配布 ②県のHPからダウンロード
対象者	対象者は障がい者に限定せず、ヘルプカードを必要だと思う方に配布する。 ※「他県の状況も調べたが、対象者を絞っていない自治体、もしくは絞っていたが結局対象を拡げることになった自治体が多かった」とのこと。
市町村との兼ね合い	市町村での取扱い、導入済みの市町村との兼ね合いも含めて、今後検討する。

3. 燕市での導入に向けて

パターン	メリット	デメリット
県ヘルプカード 活用の場合	<ul style="list-style-type: none">・市内に出回るカードが一本化できる。・早期より、普及啓発等に力を注げる。・県から無料で配布されれば、コストがかからない。	<ul style="list-style-type: none">・燕市カードの作成と比べると、インパクトに欠ける。
燕市ヘルプカード 作成の場合	<ul style="list-style-type: none">・デザインや対象者、申請方法等を市で設定できる。・燕市の取組みの認知度が上がる。	<ul style="list-style-type: none">・東京都への申請等に時間がかかる。・印刷コストがかかる。



ヘルプカードは、災害時等で援助や配慮を必要としている人が、周囲の人からの援助が得やすくなるようにするもの。
燕市ヘルプカードを作成しなくても、県ヘルプカードを活用した導入でも本来の目的は達成できる。

4. 今後の取り組み（案）

（1）県ヘルプカードの導入

どのヘルプカードを使用しても目的は達成できるため、県のヘルプカードを活用した導入とします。

（2）積極的なPR活動

必要な方が入手しやすくするために、市役所や公民館など燕市内での配布や福祉サービス事業所等の関係機関と連携したPR活動にも取り組んでいきます。

（3）相互に助け合える地域づくり

ヘルプマーク・カードがより効果的に活用され、市民が相互に助け合える環境を醸成していけるよう、防災訓練等の機会を利用した周知を進めていきます。



《参考資料① ヘルプマークとヘルプカードとは》

■ ヘルプマークとは・・・

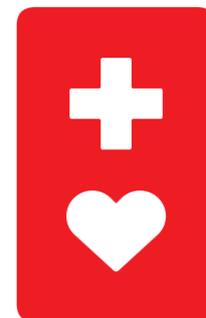
援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

活用例 1) 周囲から見える位置（かばん等）に付ける。

活用例 2) 電車の優先席や公共施設等に掲示する。

活用例 3) ヘルプマークを使った「ヘルプカード」の作成

ヘルプマークを身に付けたり、掲示していることで、周囲の方からの配慮を促し、利用しやすい環境の確保につなげることが目的。



ヘルプマーク

■ ヘルプカードとは・・・

ヘルプカードは、障がい者等が緊急時や平時に、周囲に理解を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載したカードのことです。

また、各自治体が独自に作成しているため、カードの名称（安心カード、おねがいカードなど）やデザインなど様々で、ヘルプマークを使用していないカードもあります。

参考



《参考資料② 他市の状況》

自治体	①ヘルプマーク	ヘルプカード			
		②ヘルプマーク有	③ヘルプマーク無	申請の要否	対象
新潟市	※ヘルプマークのチラシをHP掲載。印刷して、マークを切り取り、自由に使用可。	—	—	不要	必要だと思われる方はどなたでも。
上越市	—	—	○ ※H25.7～	不要 ※但し、配布時に名前、住所、生年月日を聞き取っている。	必要だと思われる方はどなたでも。
三条市	—	—	○ ※H28.7	不要	・意思疎通に困難のある者 ・身体障害者手帳1、2級所持者
新発田市	—	○ ※H30.6	—	不要 ※公的機関でのみ配布し、数を把握。	必要だと思われる方はどなたでも。
妙高市	—	—	○ ※H27.3～	不要（該当者全員に送付・配布）	聴覚・音声言語障がい、精神障がい、知的障がいのある人
十日町市	—	—	○ ※H27.9～	不要（窓口で必要な方に配布）	必要だと思われる方はどなたでも。
阿賀野市	—	○ ※H28.3	—	必要 ※障がい者手帳等で確認。	障がいに限定
見附市	—	○ ※H29.11	—	必要	必要だと思われる方はどなたでも